

令和6年5月24日招集

第2回見附市議会臨時会提出議件

見 附 市

市長提出議件

- | | |
|----------|---|
| 議第 3 6 号 | 専決処分について（見附市税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 議第 3 7 号 | 専決処分について（見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 議第 3 8 号 | 専決処分について（見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 議第 3 9 号 | 専決処分について（令和 5 年度見附市一般会計補正予算（第 1 3 号）） |
| 議第 4 0 号 | 工事請負契約の締結について |

議第36号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年5月24日提出

見附市長 稲田 亮

専決第5号

見附市税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市税条例の一部を改正する条例

見附市税条例（昭和36年見附市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第6号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、同項第7号中「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」の次に「（平成6年法律第106号）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは」を「市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第44条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第59条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは」を「市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第61条の2及び第61条の3中「（平成12年見附市条例第6号）」を削る。

第126条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認

める場合は、この限りでない。

第126条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第6条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第6条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第22条の3、第22条の6から第22条の9まで、附則第4条の4第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、前条及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条の7第2項、第36条の5第1項及び前条の規定の適用については、第22条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第36条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第30条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号にお

いて「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第29条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であ

り、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第36条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第36条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第36条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその

者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第36条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額と

する。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から

翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第36条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第36条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別

徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第36条の5第2項の規定により読み替えられた第36条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第36条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第36条の6第1項の規定の適用がある

場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条の3、第22条の6から第22条の9まで、附則第4条の4第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、附則第6条の4及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第2項中「前条第2項」を「附則第6条の4」に改め、同条第3項中「第22条の9第1項」の次に「、附則第6条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第22条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第7条第2項及び」と、前条中「附則第6条の4及び」とあるのは「附則第6条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第9条の2中第20項を削り、第19項を第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第9条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に

改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第9条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4

年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割

の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の見附市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項

に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第37号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年5月24日提出

見附市長 稲田 亮

専決第6号

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例

見附市都市計画税条例（昭和53年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第8項及び第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第15項中「附則第7項、第8項」を「附則第8項」に改める。

附則第16項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第17項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の見附市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第38号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年5月24日提出

見附市長 稲田 亮

専決第7号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和34年見附市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第24条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第39号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年5月24日提出

見附市長 稲田 亮

専決第 8 号

令和 5 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 5 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 7 4 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	地方譲与税	154,100	1,220	155,320
	1 地方揮発油譲与税	40,800	△3,741	37,059
	2 自動車重量譲与税	106,800	4,925	111,725
	3 森林環境譲与税	6,500	36	6,536
3	利子割交付金	1,400	△372	1,028
	1 利子割交付金	1,400	△372	1,028
4	配当割交付金	28,600	△5,022	23,578
	1 配当割交付金	28,600	△5,022	23,578
5	株式等譲渡所得割交付金	26,000	△685	25,315
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,000	△685	25,315
6	法人事業税交付金	111,000	△34,821	76,179
	1 法人事業税交付金	111,000	△34,821	76,179
7	地方消費税交付金	952,100	10,617	962,717
	1 地方消費税交付金	952,100	10,617	962,717
8	環境性能割交付金	11,700	689	12,389
	1 環境性能割交付金	11,700	689	12,389
9	地方特例交付金	41,600	9,100	50,700
	1 地方特例交付金	41,600	275	41,875
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	8,825	8,825
10	地方交付税	4,812,469	1,355	4,813,824
	1 地方交付税	4,812,469	1,355	4,813,824
11	交通安全対策特別交付金	3,900	△823	3,077
	1 交通安全対策特別交付金	3,900	△823	3,077
18	繰入金	1,293,283	△1,258	1,292,025
	2 基金繰入金	1,231,983	△1,258	1,230,725
	歳 入 合 計	19,769,000	△20,000	19,749,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6	農林水産業費	522,812	36	522,848
	2 林業費	18,884	36	18,920
12	公債費	1,790,607	△20,036	1,770,571
	1 公債費	1,790,607	△20,036	1,770,571
	歳 出 合 計	19,769,000	△20,000	19,749,000

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費（均等割世帯給付関連）	250
合 計			250

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割世帯緊急支援臨時給付金給付事業	20,120	住民税均等割世帯緊急支援臨時給付金給付事業	22,920
8 土木費	3 都市計画費	見附駅周辺整備事業	77,300	見附駅周辺整備事業	78,200

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営農村地域防災減災事業	20,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りを行うことができるものとする。	21,100	変更なし	変更なし	変更なし
市民交流センター施設整備事業	8,000				8,100			
民俗文化資料館施設整備事業	15,000				15,300			

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		地方譲与税	154,100	1,220	155,320
	1	地方揮発油譲与税	40,800	△ 3,741	37,059
	1	地方揮発油譲与税	40,800	△ 3,741	37,059
	2	自動車重量譲与税	106,800	4,925	111,725
	1	自動車重量譲与税	106,800	4,925	111,725
	3	森林環境譲与税	6,500	36	6,536
	1	森林環境譲与税	6,500	36	6,536
3		利子割交付金	1,400	△ 372	1,028
	1	利子割交付金	1,400	△ 372	1,028
	1	利子割交付金	1,400	△ 372	1,028
4		配当割交付金	28,600	△ 5,022	23,578
	1	配当割交付金	28,600	△ 5,022	23,578
	1	配当割交付金	28,600	△ 5,022	23,578
5		株式等譲渡所得割交付金	26,000	△ 685	25,315
	1	株式等譲渡所得割交付金	26,000	△ 685	25,315
	1	株式等譲渡所得割交付金	26,000	△ 685	25,315
6		法人事業税交付金	111,000	△ 34,821	76,179
	1	法人事業税交付金	111,000	△ 34,821	76,179
	1	法人事業税交付金	111,000	△ 34,821	76,179
7		地方消費税交付金	952,100	10,617	962,717
	1	地方消費税交付金	952,100	10,617	962,717
	1	地方消費税交付金	952,100	10,617	962,717
8		環境性能割交付金	11,700	689	12,389
	1	環境性能割交付金	11,700	689	12,389
	1	環境性能割交付金	11,700	689	12,389
9		地方特例交付金	41,600	9,100	50,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
		1 地方揮発油譲与税	△ 3,741	1 地方揮発油譲与税 △ 3,741
		1 自動車重量譲与税	4,925	1 自動車重量譲与税 4,925
		1 森林環境譲与税	36	1 森林環境譲与税 36
		1 利子割交付金	△ 372	1 利子割交付金 △ 372
		1 配当割交付金	△ 5,022	1 配当割交付金 △ 5,022
		1 株式等譲渡所得割交付金	△ 685	1 株式等譲渡所得割交付金 △ 685
		1 法人事業税交付金	△ 34,821	1 法人事業税交付金 △ 34,821
		1 地方消費税交付金	10,617	1 地方消費税交付金 (一般財源分) 5,855 2 地方消費税交付金 (社会保障財源分) 4,762
		1 環境性能割交付金	689	1 環境性能割交付金 689

2 款 地方譲与税 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金 5 款 株式等譲渡所得割交付金
6 款 法人事業税交付金 7 款 地方消費税交付金 8 款 環境性能割交付金 9 款 地方特例交付金

(款) 9 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	1	地方特例交付金	41,600	275	41,875
	1	地方特例交付金	41,600	275	41,875
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	8,825	8,825
	1	新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	8,825	8,825
10		地方交付税	4,812,469	1,355	4,813,824
	1	地方交付税	4,812,469	1,355	4,813,824
	1	地方交付税	4,812,469	1,355	4,813,824
11		交通安全対策特別交付金	3,900	△ 823	3,077
	1	交通安全対策特別交付金	3,900	△ 823	3,077
	1	交通安全対策特別交付金	3,900	△ 823	3,077
18		繰入金	1,293,283	△ 1,258	1,292,025
	2	基金繰入金	1,231,983	△ 1,258	1,230,725
	3	ボランティア活動推進基金繰入金	2,000	△ 1,258	742

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方特例交付金	275	1 地方特例交付金	275
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,825	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,825
1 地方交付税	1,355	1 特別交付税	1,355
1 交通安全対策特別交付金	△ 823	1 交通安全対策特別交付金	△ 823
1 ボランティア活動推進基金繰入金	△ 1,258	1 ボランティア活動推進基金繰入金	△ 1,258

9 款 地方特例交付金 10 款 地方交付税 11 款 交通安全対策特別交付金 18 款 繰入金

3 歳 出

(款) 6 農林水産業費
(項) 2 林業費

6	2	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
			522,812	36	522,848	36	
	1	林業費	18,884	36	18,920	36	
	1	林業費	10,506	36	10,542	その他 36	
12		公債費	1,790,607	△ 20,036	1,770,571		△ 20,036
	1	公債費	1,790,607	△ 20,036	1,770,571		△ 20,036
	1	元金	1,725,125	△ 20,036	1,705,089		△ 20,036

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	36	1 森林環境整備基金 積立金	36 36
22 償還金利子 及び割引料	△ 20,036	1 地方債元金償還金 償還金 長期債元金償還金	△ 20,036 △ 20,036 △ 20,036

6 款 農林水産業費 1 2 款 公債費

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
			当該年度起債見込額		当該年度中 元金償還見込額	補 正 前	補 正 後
			補 正 前	補 正 後			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	13,818,941	13,479,523	960,300	961,200	970,476	13,469,347	13,470,247
(1)総 務	361,324	394,017	28,600	28,700	38,312	384,305	384,405
(2)民 生	97,922	123,098	78,200	78,200	6,056	195,242	195,242
(3)衛 生	7,025,235	7,061,778	92,300	92,300	151,200	7,002,878	7,002,878
(4)労 働	15,700	15,275	0	0	850	14,425	14,425
(5)農 林 水 産 業	344,615	361,767	41,900	42,400	26,575	377,092	377,592
(6)商 工	279,834	221,487	5,500	5,500	58,348	168,639	168,639
(7)土 木	2,717,055	2,586,841	213,700	213,700	335,713	2,464,828	2,464,828
(8)消 防	296,512	241,323	54,900	54,900	74,305	221,918	221,918
(9)教 育	2,680,744	2,473,937	445,200	445,500	279,117	2,640,020	2,640,320
2. 災害復旧債	36,469	27,906	15,900	15,900	5,239	38,567	38,567
(1)補 助 災 害	25,498	19,719	4,300	4,300	3,602	20,417	20,417
(2)単 独 災 害	10,971	8,187	11,600	11,600	1,637	18,150	18,150
3. そ の 他	7,026,841	6,485,898	86,157	86,157	749,410	5,822,645	5,822,645
(1)減 税 補 て ん 債	37,584	24,594	0	0	10,184	14,410	14,410
(2)臨 時 財 政 対 策 債	6,511,477	6,046,905	86,157	86,157	675,940	5,457,122	5,457,122
(3)退 職 手 当 債	90,685	74,199	0	0	16,486	57,713	57,713
(4)減 収 補 て ん 債	36,095	36,000	0	0	0	36,000	36,000
(5)行 政 改 革 推 進 債	351,000	304,200	0	0	46,800	257,400	257,400
合 計	20,882,251	19,993,327	1,062,357	1,063,257	1,725,125	19,330,559	19,331,459

議第 4 0 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年見附市条例第 2 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出

見附市長 稲 田 亮

工 事 名	契約金額	契約の相手方	契約の方法	内 容
建工第 2 号 見附小学校 部位改修 工事（建築）	円 245,300,000	見附市名木野 町 2870 番地 2 株式会社笹原 建設	制限付 一般競争入 札	屋根改修 一式 外装改修 一式 他